

## 開催概要

日時 2016年7月3日（日）13:30 - 16:00

場所 成城ホール4階集会室E

講師 慈恵会医科大学教授 小沢隆一先生

参加者 40名（うち世話人13名）

配布資料

- 1 Part2 第3回「憲法9条とアジアの平和」講演レジュメ
- 2 『ここまで危険な安保法！』（2016年3月，日本医療生活協同組合連合会）
- 3 『安倍改憲を許さない Q&A』（2016年6月，立憲フォーラム）

## 学習会の内容

### 【1】小沢先生の講演

以下レジュメに沿って構成。

#### 1. 憲法9条の意義

(1) 憲法9条の原点は、日本に戦争をさせないための戦争放棄と戦力不保持にある

9条の原点は、憲法制定時の審議に表れている。「戦争放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定して居りませぬが、第9条2項に於いて一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も放棄したものであります」（吉田茂首相の答弁）

(2) 憲法9条の歪曲

この9条の原点は、朝鮮戦争を転機として歪められていく。アメリカは日本を手放せない状態となり、アメリカの対日戦略は大きく転換する。

「我々の望むだけの軍隊を望む場所に望む期間だけ駐留させる権利を」（ダレス）

警察予備隊，保安隊を経て自衛隊が創設され、限定的な再軍備に向かう。この過程で、個別的自衛権合憲・集団的自衛権違憲論の起点となる憲法解釈の変更があった。

「憲法第9条は、独立国としてわが国が自衛権を持つことを認めている。従って自衛隊のような自衛のための任務を有し、その目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは憲法に違反しない」（1954年，大村防衛庁長官答弁）

参考資料：上丸洋一著『新聞と憲法9条 - 「自衛」という難題』

(3) それでも守られた憲法9条と平和を求める運動の前進

9条は、解釈によって歪められてきたが守られ、1960年の安保闘争を経て安保の軍事同盟性の強化と再軍備が抑える縛りとして、大きな役割を果たしてきた。

#### 2. 安保関連法の問題点

関連配布資料『ここまで危険な安保法！』

(1) 4つの基本パッケージ

安保法は、10本の改訂法案を束ねた『平和安全法制整備法』と1本の新規制定法『国際平和と支援法』からなり、以下の4つの内容を柱とする。

- ① 集団的自衛権（限定）行使
- ② 「後方支援」(Logistics support) の一挙拡大
- ③ 外国軍の武器等防護のための武器使用
- ④ PKO活動等における自衛隊の活動、業務の拡大

(2) 問題点

集団的自衛権の行使を可能にする「新3要件」は、「存立危機事態」の認定方法

をはじめとして、「要件」と呼ぶにはあまりにあいまいである。

**3. 自民党「日本国憲法改正草案」の問題点 - 日本国憲法との対比で**

自民党「日本国憲法改正草案」- 条文のポイント	対応する日本国憲法
前文 - 平和的生存権削除 1条 [天皇] - 天皇の元首化 3条 [国旗及び国家] - 国民の国旗・国家尊重義務	前文
9条 [平和主義] - (集団的) 自衛権の発動 9条の2 [国防軍] - 国防軍の保持, 審判所 (=軍法会議) 設置 9条の3 [領土等の保全等] 25条の3 [在外国民の保護] - 在外邦人保護規定 98条 [緊急事態の宣言] & 99条 [緊急事態の宣言の効果] - 自然災害への対処は口実であり、狙いは軍事対処	9条

**むすび**

安保関連法には、①日米安保体制の徹底、②戦後体制の大転換という二重の画期という意味があり、これを廃止することには、戦後体制の回復と弱点の克服、日米同盟の見直しという2つの意義がある。

例えば、北朝鮮側には「朝鮮戦争を再発させたくない」「余力がない」「なけなしの核ミサイルを有効に使って脅しをかける」という意図がある（『瀬戸際外交』）。

経済格差を解消しつつ民族再統一に向かうためには、平和的対処しかあり得ない。憲法九条を守ることがこれに資する。

**【2】参加者からの質問・問題提起に対する小沢先生の回答をはじめとする討論**

[講演に関するQA]

1. 戦争の定義、国際法上戦争には宣戦布告が必要か？

[A] パリ不戦条約 (1928) が、「事変」を防げなかったことに鑑み、現在の国連憲章では、国際法上すべての戦争はしてはいけないとしている。ただし、自衛のための武力行使は認めている（以上の経緯は、自民党改憲草案でも配慮）。

2. 自衛隊の違憲性

[A] 素直に解釈すれば、1946年吉田首相の国会答弁のとおり自衛隊は違憲である。「自衛のための必要最小限の戦力は合憲」は、無理な解釈である。

[全般的質問・意見] - インデント部は主に小沢先生の意見

3. 立憲主義 (=憲法が国家権力を縛る) について

自民党改憲草案には、前文中の『…和を尊び…』に象徴されるように、「憲法が国家権力を縛る」という考えがない。民意をバックにしている現代こそ、憲法が国家権力を縛ることが重要性を増している。

4. 市民革命を経験していない日本の弱点 - 「言葉遊び」に走る傾向, 中央省庁の役割, 昭和天皇の政治的介入等

最近の市民革命的な動きは、こうした弱点を克服する萌芽として期待される。

5. 「共有」の危うさ

南シナ海は共有でなければならない。宇宙空間は軍事利用しないことが重要である。「Soft Power」としても九条の価値がある。

# 連続講座「憲法を学ぶ会 Part2」 第3回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2016.7.3

## 会計報告

項目	収入	支出	備考
資料代(参加者)	16,400		(参加者40人+400円)
マドレーヌ売上	5,000		(50個×100円)
書籍販売	1,000		「安保法案TVニュースはどう伝えたか」
講師車代		10,000	
会場費		5,200	
マイク使用料		1,000	
マドレーヌ材料費		2,500	
切手代		902	(連続講座案内)82円×11枚
用紙代		997	自民党憲法草案
合計	22,400	20,599	1,801円

(注) 1,801円は一般会計に繰り入れ。

以上